

特許法等の一部を改正する法律 (法律令和元年第3号)による改正意匠法 及び平成30年度改訂意匠審査基準について

A Study on The Revised Design Act and
Design Examination Standards

田辺 恵

1. はじめに

令和元年5月10日に可決・成立し、5月17日に公布された「特許法等の一部を改正する法律⁽¹⁾」には特許法改正、意匠法改正及び商標法改正が含まれる。

本稿では、意匠法改正に関し、平成30年8月より平成30年12月まで開催された産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会⁽²⁾において審議された事項の概要、平成31年2月15日公表の産業構造審議会報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて⁽³⁾」の概要を紹介するとともに、改正意匠法及び改正意匠審査基準の内容と運用の在り方について考察する。

2. 意匠法改正までの経緯

今般の意匠法改正に先立ち、デザイナー等これまで法改正に直接関わる機会が少なかったと思われる有識者らによる「『デザイン経営』宣言⁽⁴⁾」が公表された。この「『デザイン経営』宣言」は、デザインによりブランド価値が生まれること、デザインがイノベーションを実現する力になること、デザインによれば既存の事業に縛られずに事業化を構想できることを宣言し、デザイン

を活用した経営手法、すなわちデザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する経営を「デザイン経営」と定義づけ、その推進を提言している。⁽⁵⁾

今般の意匠法改正は、「[「デザイン経営」宣言]」における切り口として提言された、5つの政策、情報分析・啓発、知的財産、人材、財務及び行政の実践の項目のうちの一つとして位置づけられ、ブランド構築のためのデザイン、イノベーションのためのデザイン、一貫したコンセプトに基づいた製品群のデザインの保護と、手続の簡素化を法改正の目的としている。⁽⁶⁾産業構造審議会意匠制度分科会では同宣言を受けて、画像デザインの保護に関して2社、内装のデザインに関して2社のヒアリングを含めて「[「デザイン経営」宣言]」に基づく改正の議論が行われた。

したがって、今回の意匠法改正は従来型の法改正のように例えば条約への整合性や条文の整備を目的として法律的な議論を重ねたというよりは、産業活性化の仕組み作り、企業価値の向上を目的として行われた色彩が濃いことがうかがえる。

3. 改正事項

今般の意匠法改正事項は、画像デザインの保護、空間デザインの保護、関連意匠制度の拡充、意匠権存続期間の延長、複数意匠一括出願の導入及び物品区分の扱い見直し、並びにその他の事項として、創作非容易性の水準の引上げ、組物の部分意匠の導入、間接侵害規定の拡充及び手続救済規定の拡充である。以下、各改正項目について考察するとともに、今後の審査基準改訂や裁判での運用に委ねられるべき事項について言及する。

4. 画像デザインの保護

改正意匠法は第2条を「この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と改正し、意匠の定義を見直して、建築物及び画像を保護の対象とした。また、意匠に係る画像の作成を実施の定義に追加するなど、意匠の実施の定義についても見直しをはか⁽⁷⁾った。

産業構造審議会報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」では、画像デザインの保護の見直しの方向性として、「操作画像や表示画像については、画像が物品（又はこれと一体として用いられる物品）に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすることが適当である。」こと、及び「壁紙等の装飾的な画像や、映画・ゲーム等のコンテンツ画像等は、画像が関連する機器等の機能に関係がなく、機器等の付加価値を直接高めるものではない。これらの画像については、意匠法に基づく独占的権利を付与して保護する必要性が低いと考えられることから、保護対象に追加しないこととするべきである。」との提言がなされ、これに沿ったかたちで「物品性」の要件を外す方向での改正がな⁽⁸⁾された。

画像の意匠が成立する要件としては、旧意匠法における「物品」の定義「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」に対応する所謂形態性の要件と、画像を機能的な側面から定義する機能性の要件が求められると考える。今後、形態性の要件の要素となり得るものとして、形状、模様、色彩のほか、階層、画面遷移も妥当な要素として位置づけられるのではないだろうか。

画像意匠の権利範囲について、その画像と機能により、一定の限度がかかるように制約を課すことは権利範囲の明確化に資する。尚、意匠の類否は画像表示とその機能の類否が基準となると考えられるが、画像意匠の権利範囲を定めることとなる画像表示については、同じ画像デザインであっても表示端末の制約によって表示形態が変わるという問題があり、また、機能の特定においても機能の類否範囲をどのように考えるかという問題があり今後の議論の課題であろう。さらに、共通化領域の画像デザインについては、登録を排除するか、権利範囲から除く判断がなされることが望ましい。

5. 空間デザインの保護

改正意匠法においては、上述のように建築物の意匠について第2条に定義されており、内装の意匠については、第8条の組物の意匠の次の項に第8条の2を新たに設けることにより「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定した。前記産業構造審議会報告書⁽⁹⁾では、「現行意匠法の保護対象である「物品」（動産）に加え、「建築物」（不動産）を意匠の保護の対象とすべき」である旨が提言されていたが、空間デザインの保護において我が国は、建築物については第2条の定義規定に、内装は組物の意匠に準ずるすなわち一意匠一出願の例外的な規定とした。

意匠法第3条第1項柱書は、「工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。」と規定し、従来、建築物の保護について、不動産は工業上利用可能性がないという理由で不動産をその保護対象から保護してきたと考えられている。今般、意匠法第3条第1項柱書の改正が行われなかったことに鑑みれば、不動産は工業上利用することができる意匠であることが認められ、

かつ、意匠法第1条の目的に照らして、不動産の意匠の保護は産業の発達に寄与することが認められたといえよう。

空間の保護については次の3つの課題が挙げられる。

一つには、空間の保護において建築物と内装が切り離せない態様の意匠の保護の在り方である。実際には建築物の外観と内装の境界が判然としない事例が存在する。例えば、建築物の外部から内装を視認することを意図して創作された建築物が挙げられる。すでに、空間デザインが保護対象となっている諸外国では、建築物と内装が一体的に出願・登録されている例があるが建築物の外観と内装を含めて一意匠として出願、登録されている。このような意匠が日本にも出願されることを考えれば、建築物の意匠の範囲は柔軟にと⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾らえられるべきと考える。

二つ目には、内装の意匠がどの程度公知となった場合に公知となったと判断するかという問題が挙げられる。現在、建設済みの建物は新規性を失っていることは明らかである。一方、現在あるいは将来的に出願される空間デザインのうち内装の意匠、とりわけオフィスデザインは部外者の目にふれないことも多いと思われ、この場合どの範囲の者の目にふれたことを以て公知とするかは今後の判断において議論がなされるべきところである。さらに内装の意匠については意匠登録出願時にその意匠の範囲を明確化しておく必要があるものといえる。

三つ目には、他の法律の保護との関係性が挙げられる。空間デザインが継続的に使用された結果商品等表示としての機能を発揮するに至った場合には、不正競争防止法による保護がなされる⁽¹³⁾。また、現在、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会では所謂トレードドレス保護の規定の創設が議論されているが、その動向にも注目する必要がある。

6. 関連意匠制度の拡充

関連意匠については意匠法第10条が改正され、本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行日前に出願された場合のみ登録が認められていた関連意匠について、本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前に出願されれば、意匠登録を受けることができることとなった。また、関連意匠にのみ類似する意匠の登録が認められることとなった。これにより、長期に亘り、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能となる。

本改正により本人による類似意匠の所謂無限連鎖出願が可能になったわけであるが、これによる生じるであろう下記いくつかの問題点については審査基準等で明確化しておく必要があると考えられる。

一つには、既に登録になっている2つの独立した意匠（A及びB）が存在し、その意匠のいずれにも類似する意匠（C）を後日出願した場合の扱いである。この場合、意匠（C）は登録できるのか。登録できる場合、意匠（C）からみた「本意匠」を意匠（A）又は意匠（B）のいずれかから選ぶのかを明らかにする必要がある。

二つ目には、上記関係において意匠（B）に類似する出願意匠（D）が、他の関連意匠（C）にも類似する場合の扱いである。この場合に関連意匠の登録を受けることができるのであれば、いずれかの関連意匠（B又はC）を関連意匠（D）からみて本意匠とするのか明らかにする必要がある。

三つ目に本意匠（A）とその関連意匠（B）に類似する他の意匠（C）について、意匠（A）と意匠（B）のいずれを関連意匠とするかは出願人が選択できるとした場合、意匠（C）は、本意匠（A）が消滅していれば関連意匠（B）の関連意匠となり、関連意匠（B）が消滅していれば本意匠（A）の関連意匠となるがこのような運用とするのか明確にする必要がある。

四つ目に意匠法第48条第1項第1号においては同法第9条第1項及び第2項の先願に違反する登録意匠全てが無効理由になっているため、本来は類

似関係にあるにも関わらず登録された意匠が無効理由を有し、この意匠を本意匠として出願された後願の関連意匠の取り扱いとその存続期間の起算について明確にする必要がある。

とりわけ関連意匠については法律では規定されていない運用上の問題が多く、今後の審査基準の改訂は慎重かつ綿密に行われるべきである。

7. その他改正事項

その他の意匠法改正として、意匠権の存続期間の延長、複数意匠一括出願の導入、物品区分の扱いの見直し、創作非容易性の水準の引上げ、組物の部分意匠の導入、間接侵害規定の拡充、手続救済規定の拡充が挙げられる。

意匠権の存続期間は、従来の意匠権設定の登録の日から20年から、意匠登録出願の日から25年に改正された（意匠法第21条）。

複数意匠一括出願が導入は、平成27年にハーグ協定ジュネーブ改正協定の締約国となったことに伴う改正である（意匠法第7条）。

物品区分の扱いの見直し⁽¹⁴⁾に関しては、従来は物品区分表と同程度の物品の記載が求められていたが、物品自体が明確である場合には、拒絶理由とはしないこととなった。

創作非容易性の引き上げは、刊行物やインターネット上で公開されている意匠についても、創作非容易性の判断要素とすることが明文化された（意匠法第3条第2項）。

これまで部分意匠が認められていなかった、組物の意匠について、組物を構成する物品、建築物若しくは画像又はこれらの部分に係る意匠が組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができることとなり、組物の意匠の範囲が拡充された（意匠法第8条）。

間接侵害規定の拡充においては「その物品等がその意匠の実施に用いられることを知っていること」等の主観的要素を規定することにより、取り締ま

りを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為を侵害とみなすこととした。また、建築物及び画像について侵害とみなす行為が規定された（意匠法第38条）。近年完成品を構成物品毎に分けて輸入することにより、意匠権侵害を回避することを目的とし、特許法の規定に倣い改正したものである。

手続救済規定については、特許法、実用新案法、商標法についてはすでに存在するものの意匠法のみ規定されていなかったため今般の改正により導入された（意匠法第15条及び第60条の10）。

8. 平成30年度改訂審査基準

今般の意匠法改正に伴う審査基準の改訂は令和1年度改訂審査基準に委ねられるところであるが、意匠法改正に先んじて、審査基準が改訂されたためその項目と概要について紹介する。

（1）「一組の図面」の要件廃止

意匠を明確に表す十分な数の図の提出があれば、提出する図の数は不問とすることとなった。

（2）願書の「部分意匠」の欄の廃止

意匠登録出願について、願書の「部分意匠」の欄の記載が不要となった。すなわち、実際には、図面に一図でも欠如があれば、部分意匠として取り扱われて登録されることとなり、出願人が所謂「全体意匠」を意図して意匠登録出願を行ったのか、「部分意匠」を意図して意匠登録出願を行ったのかを能動的に表す手段が無くなったともいえる。したがって、今後裁判で意匠権の効力範囲が全体意匠的な権利範囲なのか、部分意匠的な権利範囲なのか判断される可能性があり、その判断が特許庁の審査手続によるものとは異なると判断されることもありえる。審査基準の改訂ではあったが、本来的には法改正に値する改訂事項であるといえ、今後意匠権の権利範囲の認定に大き

な影響を及ぼすと思われる。

（3）意匠登録を受けようとする物品以外のものの記載を容認

従来、参考図を除き、図面の中に意匠登録を受けようとする物品以外のものを表すことを許容していなかったが明確な図面の描き分けがなされているか、説明が記載されている場合は、意匠登録を受けようとする物品以外のものを図面の中に表すことが許容された。

（4）中間省略の記載方法の緩和

従来、電源コード等の長尺な物を表す際にその中間部の図示を省略する際は、省略箇所について2本の平行な1点鎖線で切断したように示し、その旨及び省略箇所の図面上の寸法を願書に記載する必要があったが、改訂後は、意匠の明確性に支障がないことを条件に、様々な省略のための表現方法が供される。

9. おわりに

「デザイン経営」宣言」を機に行われた今般の意匠法改正は、たいへん迅速に法案が作成され成立した。したがって、今後の審査基準改訂に委ねられる事項が多く、改訂経緯を見守りたい。

意匠法第1条は、「この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」が、今般の意匠制度小委員会では「ブランド形成」を保護対象拡大の理由付けにして多くの議論が展開されており、今般の意匠法改正は、意匠法第1条の目的が純粋な創作の奨励から所謂デザインアプローチ⁽¹⁵⁾へ移り変わる端緒ともなり得るものであった。

- (1) 令和元年5月10日可決・成立「特許法等の一部を改正する法律」（法律令和元年第3号）
- (2) 産業構造審議会知的財産分科会「産業構造審議会 知的財産権制度分科会第10回意匠制度小委員会議事録 平成31年2月14日」
- (3) 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて 平成31年2月」（2019年2月15日）
- (4) 経済産業省・特許庁 産業競争力とデザインを考える研究会「「デザイン経営」宣言」（2018年5月23日）
- (5) 前掲「「デザイン経営」宣言」6頁
- (6) 前掲「「デザイン経営」宣言」9頁
- (7) 経済産業省「特許法等の一部を改正する法律案要綱」（2019年3月1日）
- (8) 前掲 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて 平成31年2月」3頁
- (9) 前掲産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて 平成31年2月」5頁
- (10) 例えば諸外国の登録例として、米国意匠登録第 D788,938S 号「RETAIL STORE」
- (11) 例えば諸外国の登録例として、欧州意匠登録第001251342-0001号「GET UP ARRANGEMENT OF THE INTERIOR OF A ROOM」
- (12) 例えば諸外国の登録例として、中国意匠登録第304777339S号「ガソリンスタンド」
- (13) 東京地方裁判所民事第29部 平成27年（ヨ）第22042号 仮処分命令申立事件 平成28年12月19日
- (14) 意匠法施行規則別表第1
- (15) 牛木理一 「意匠法等の一部を改正する法律」について 改正意匠法 24 条 2 項への疑問」パテント2006年10月号35頁, 49頁(2006)所収